住所　神奈川県藤沢市湘南台４丁目27番地17
譚澤華　昭和43年８月16日生
林美江　昭和43年３月16日生
譚真紀　平成13年12月27日生
譚真柚　平成16年８月６日生
住所　神奈川県厚木市林２丁目33番１号
金**昶徹**　昭和54年10月16日生
住所　神戸市東灘区住吉山手３丁目１番34号
姜明淑　昭和32年９月23日生
住所　神戸市兵庫区塚本通３丁目３番20号
宋美有紀　昭和57年４月13日生
住所　神戸市東灘区御影中町８丁目３番20号
李慶寿　昭和48年３月１日生
住所　神戸市西区中野１丁目４番地２
成慶助　昭和26年12月５日生
文英子　昭和31年７月７日生
成和俊　昭和60年６月27日生
成了野　昭和62年８月13日生
住所　兵庫県川西市萩原２丁目14番２号
李昌憲　昭和39年５月８日生
住所　兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目22番62号
金武　昭和37年６月５日生

○厚生労働省告示第二百六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第一に次のように加える。

1099　経カテーテルウシ心のう膜弁

別表第二に次のように加える。

1798　尿失禁治療用磁気刺激装置

1799　患者適合型単回使用骨手術用器械

○厚生労働省告示第二百七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

1194　尿失禁治療用磁気刺激装置

○厚生労働省告示第二百八号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

本文中「及び1098」を「、1098及び1099」に改める。

住所　兵庫県尼崎市西難波町１丁目１番１－201号
金美子　昭和21年３月４日生
蔡亜希　昭和63年３月31日生
住所　兵庫県姫路市大津区平松57番地８
金光男　昭和54年１月14日生
金佳代子　昭和59年12月26日生
住所　兵庫県姫路市大津区天神町２丁目９番地３
金直子　昭和57年７月14日生
住所　兵庫県姫路市香寺町中村510番地１
王愛娟　昭和52年10月21日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町１丁目22番地
宋美英　昭和52年３月29日生
住所　東京都世田谷区松原１丁目54番８号
玄鈴淳　昭和41年９月12日生
林載錫　平成６年１月17日生
住所　東京都江東区南砂１丁目20番１－707号
玄明淳　昭和45年10月８日生
住所　東京都豊島区西巣鴨２丁目５番23号
玄淳子　昭和52年２月27日生
住所　東京都渋谷区本町４丁目７番２号
石建昆　昭和53年９月６日生
住所　東京都三鷹市牟礼７丁目５番13号
李悠記　昭和58年９月６日生

○厚生労働省告示第二百九号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第１項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の１部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

本文に次のように加える。

806　経カテーテルウシ心のう膜弁

807　患者適合型単回使用骨手術用器械

○農林水産省告示第二千五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市阿弥陀瀬字赤坂一二八七の甲、一一八七の乙、一一八八から一一九一まで、一一九二の甲、一一九二の戊から一二九二の庚まで、一一九四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市坂戸字山際一二三から一三〇まで、六四二から六四六まで、六四八から六五四まで、六五六の一、六六一、六六二の一、六六三、字爛野六三八の甲子

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市半蔵金字泥六七二七の子、六七二九、六七二九の一、六七二九の二、六七三〇の一、六七三〇の二、六七三一の一から六七三一の七まで、六七三二、六七三三の一、六七三三の三、六七三四の一、六七三四の二、六七三四の四、六七三四の六、六七三四の子、六七三五の一、六七三六、六七三七、六七三八の一、六七三九の一、六七四〇の一から六七四〇の三まで、六七四一の一、六七四二の一、六七四三の一、六七四四の一から六七四四の三まで、六七四五の一、六七四六の一、六七四九の一、六七五六の丑、六七五七、六七五七の子、六七六〇、六七六一、六七七一、六七七二の一、六七七三から六七八〇まで、六七八一の一から六七八一の三まで、六七八一の六、六七八一の寅、六七八二の一、六七八二の子、六七八三、六七八三の一、六七八四から六七八六まで、六七八七の一、六七八七の三、六七八八の一、六七八八の三、六七八八の五、六七八九、六七九〇の一、六七九一、六七九一の一、字大畑六八八九の一、六八八九の三、六八八九八、六八九九、六八九九の一、六九一一の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備